

令和4年12月5日

1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

2. 欠席議員

11番 萩尾 洋

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(秋 山 勲)
市 民 課 長	溝 上 啓 之
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	馬 場 浩 義
介護長寿課長	栗 山 哲 也
第一整備室長	木 村 孝
学校教育課長	郷 田 純 一
社会教育課長	寺 師 いずみ
スポーツ振興課長	松 尾 裕 二
文化振興課長	鶴 木 英 希
人権・同和教育課長	大久保 寿 子

議事日程第2号

令和4年12月5日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 田 中 栄 一 議員
- 2 橋 本 正 敏 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの一般質問よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。田中栄一議員、牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信しております。

なお、11番萩尾洋議員からの欠席届を受理いたしております。あわせて、11番萩尾洋議員の一般質問については取下げが行われましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。6番田中栄一議員の質問を許します。

○6番（田中栄一君）

皆様おはようございます。6番田中栄一でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は収束どころか、徐々に感染者が増加しつつある中で、県ではオミクロン警報が発令されておりますし、八女市でも1日当たり20人超の感染者が推計されております。これから流行期に入るインフルエンザとの並行予防が求められる中で、

オミクロン株対応のワクチン接種率が15%台にとどまり、市民の皆様には引き続き個々の感染予防対策を強くお願いするところであります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発しました世界的な経済混乱と、価格高騰による生活への影響は多大なものがありまして、年末を迎える中で、市民生活に大きな影を落としており、早急な支援が求められておりますので、執行部のさらなる施策の検討をお願いしておきます。

さらに、政治と宗教の癒着が問題となっている旧統一教会関連被害者の救済と、政治の信頼回復のためにも全容説明が急がれますが、私たち地方自治体議員も市民生活を守るために、清廉潔白で議員の責務を果たしていくことが大事だと改めて考えさせられております。

それでは、通園バス等の園児置き去り防止に対する市の取組について質問させていただきます。

2007年7月に北九州市で私立保育園園児が、遠足帰りにバスに取り残されて死亡した事件がありました。2021年7月には、福岡県中間市の保育園で、園児が車内に取り残されて死亡する事件がありましたが、この事件を受けて、国は全国の保育所や幼稚園などに対し、昨年8月25日付で安全管理の徹底を求める通知書を発出いたしております。しかし、福岡県での事件が教訓として生かされず、今年9月5日に静岡県牧之原市の認定こども園で再び置き去り事件が発生し、園児が死亡いたしました。この園では、乗車した園児の名簿と実際にバスを降りた園児を突き合わせるルールを定めておらず、複数での車内点検や担任による出欠確認といった基本をおろそかにしたことで事件が発生しており、職務責任に対する怠慢としか言いようがありません。数値や規制もそれが実際に実行されなくては意味がなく、職員一人一人が日々の業務の中で、子どもを守るということを自分事として考えなければいけないことは明白であります。

通園バスでの園児置き去りは、全国どこの保育所や幼稚園でも起きる可能性があります。市内の幼稚園や保育園にも多数の通園バスが稼働していますし、小学校でも通学バスが利用されておりますので、低学年の置き去り事故も懸念されます。現に、岩手県一関市では、11月に小学校1年生の児童がスクールバス車内に置き去りにされた事件が起きております。

園児の置き去り死亡事件を受けて、国は来年4月から園児の置き去りを防ぐ装置の義務化を進め、さらには来年4月に発足することも家庭庁は、自治体への届出が必要な子どもが死亡したり重いけがを負ったりした場合以外の事故の一手手前のヒヤリ・ハット、こういった事例についても、保育所や幼稚園、認定こども園などの関連団体から事例を収集し、図解入りで留意すべき点をまとめたマニュアルを作成されるようでございます。

このような動きの中で、八女市の通園バスの設置状況や各施設の安全管理マニュアルの策定と、確認指導の状況、置き去り防止装置の設置推進をどのように進めるのか、併せて補助

の考えなどについてお尋ねいたします。

あとは質問席より順次質問いたしますので、簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日からの一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

6番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、通園バス等の園児置き去り防止に対する市の取組はどうされているかというお尋ねでございます。また、幼稚園、保育園等の通園バスの設置状況はどうかということでございます。

八女市内にあります保育所、幼稚園、認定こども園の合計25施設のうち、5施設において送迎バスを運行しております。

次に、各施設における送迎時の安全管理マニュアルの策定はされているか。また、施設に対する市のマニュアルの確認と指導はどのようになっているかというお尋ねでございます。

各施設における送迎時の安全管理マニュアルの策定状況につきましては、9月に国からの通知に基づき、市内全ての施設を対象に緊急アンケート調査を実施いたしました。

その結果、送迎バスを運行している5つの施設のうち、4施設は既にマニュアルを策定しており、残りの1施設についてはチェックシートを整備して、事故防止に努めているとの回答を受けております。

また、当該マニュアルの確認及び指導につきましては、12月に予定されております関係法令の改正内容等を踏まえ、県とも連携して指導監査などを通じて行いたいと考えております。

次に、令和5年度から義務化が予定されている置き去り防止装置の設置推進をどのように進められるのかというお尋ねでございます。

置き去り防止装置の設置につきましては、関係法令の改正内容等を踏まえ、適切に推進してまいります。

次に、置き去り防止装置の設置に対する国・県の補助制度はあるのか。また、市の単独補助の考えはないかというお尋ねでございます。

置き去り防止装置の設置に対する国、県の補助制度につきましては、令和4年10月12日に国が公表いたしましたこどものバス送迎・安全徹底プランにおいて、送迎用バスへの安全装置導入支援が明記されています。

これに基づきまして、国、県の補助制度が実施される場合には積極的な活用を促進し、安全装置等の設置を推進してまいります。また、市の単独補助に関しましては、国、県の補助制度の内容を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。

次に、通学バスにおける安全管理マニュアルの策定と置き去り防止装置の設置はどう考え

ているかにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

6番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

(5)通学バスにおける安全管理マニュアルの策定と置き去り防止装置の設置はどう考えているかとのお尋ねです。

スクールバスの運行につきましては、委託契約時に委託業者が作成した安全管理マニュアルを確認し、それに基づいて運行をしております。

置き去り防止装置の設置につきましては、国の動向を踏まえ研究していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（田中栄一君）

まず、幼稚園、保育園等の通園バスの設置状況ということでございますが、これについては資料を頂いておりました。これによりますと、市内の保育園、幼稚園、認定こども園25施設のうち、通園バスが5施設で送迎を行っているようでございます。

また、通学バスでは8小学校で27台が運行されているということでございます。

資料の作成につきましては、担当課にお世話をおかけしました。ありがとうございました。

通園バスが5施設ということですが、運行台数が分かればお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

運行台数につきましては、5施設のうち3施設が1台の運行を行っております。それから、1施設におきまして2台の運行を行っております。それから、1施設が4台の運行を行っている状況でございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

ありがとうございました。

次に、所管について確認をしておきます。

認可保育園は厚生労働省、それから、認定こども園は内閣府文部科学省及び厚生労働省、幼稚園は文部科学省が所管となっておりますけれども、市の所管につきましては、それぞれ幼稚園は学校教育課、認可保育園は子育て支援課、認定こども園は学校教育課並びに子育て支援課ということでよろしゅうございましょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

ただいま議員おっしゃられましたとおりでございます。（77ページで訂正）

ただ、県のほうといたしましては、若干の所管が変わっているところはございます。

○6番（田中栄一君）

ありがとうございました。

次に、各施設における送迎時の安全管理マニュアルの策定はされているか。また、施設に対する市のマニュアルの確認と指導はどのようになっているかということについてお尋ねいたします。

冒頭申し上げましたように、園児の置き去りは、ちょっとした確認漏れと情報の共有不足が置き去り事件を引き起こす要因となっておりますけれども、確認漏れや情報の共有漏れを防ぐためにも、全施設において安全管理マニュアルはあってしかるべきと思います。答弁では9月に緊急アンケート調査を実施し、送迎バス運行施設の4施設は既にマニュアルを策定し、1施設についてはチェックシートによる事故防止に努めているということでございます。

まず、この策定マニュアルにどのような内容が網羅されているのかということについて、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

まず、策定マニュアルにつきましては、昨年7月の事故を受けまして、県が福岡県保育施設における児童の車両送迎に係る安全管理標準指針というものを作成いたしております。この中で、安全マニュアルについて整備をする内容について網羅されているところではございますけれども、これを参考に、それぞれの施設がそれぞれの管理マニュアルを作成しているという状況でございます。

以上でございます。（「具体的な内容が分かれば」と呼ぶ者あり）

これは1施設、それぞれのマニュアルについては市のほうで頂いて確認をしているところでございますけれども、まずは登園中の送迎に関することについて記載がされております。これは添乗員に向けたマニュアルについても記載をされているところでございます。それから、バス内に置いておく物、そういったものについても記載がされております。

また、不慮の交通事故等が起きた場合の対応についても記載がされているところでございます。

そういった項目について、マニュアルにおいて管理をされているところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

マニュアルの確認や指導ということですが、12月に改正予定の法令内容を踏まえて、県と

連携し、指導監査などを通じて行いたいということでございますけれども、こういったことに関しては、スピード感を持ってやっていくことが大切ではないかと思っております。この指導監査というものをいつされるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

指導監査につきましては、県と合わせて毎年実施をさせていただいております。県のほうが県下の各施設でのスケジュールを組まれますので、そのスケジュールに合わせて、市が同行する形で実施をさせていただいているところでございます。

ただ、全ての施設において、毎年1回、実施をさせていただいているところでございます。以上でございます。（「例年何月ぐらいですか」と呼ぶ者あり）

本年につきましては、8月から10月にかけて実施をしているところでございます。

○6番（田中栄一君）

8月から10月、要するに、今度12月に法令改正が行われますけど、それから相当月日がたちます。そういった内容で、やはりこれはちょっと時間が空き過ぎるのではないかなど。そういったやつについては即、市独自でもやるべきじゃないかなと思いますけど、その点いかがですか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

指導監査につきましては、先ほど述べましたように、年のスケジュールで実施をしているところでございますけれども、本年の事故を受けまして、県のほうで実施をされている内容がございまして、本年9月に緊急のアンケートが実施されましたけれども、このアンケートに基づきまして、本年10月末から11月にかけて、県の施設担当部局のほうで5施設につきまして、立入りの調査を行っているところでございます。内容といたしましては、先ほどありましたように、実際に策定しているマニュアルがそれに沿って適正に運用されているかなどについての实地調査が実施されたところでございます。

○6番（田中栄一君）

やっぱりこういう命に関わることですので、管理監督する側としても、きちんとスピード感を持って対応していただきたいと思っております。

それから、令和3年8月25日付で厚生労働省、文部科学省、内閣府より、安全管理を徹底することについて各自治体から各施設へ周知するよう要請する事務連絡が発出されております。この事務連絡の内容について説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

私の手元にその8月の内容についてはございません。申し訳ありません。

○6番（田中栄一君）

4点ほど重要事項がございます。ちょっとお知らせをしておきたいと思いますが、まず1点目に、出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。それから2点目に、場面の切り替わり、要するに移動したりいろいろする場合、そういった場合における子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制。入ったときと出るとき、そういったダブルチェックの体制を取ること。それから、3点目に、運転を担当する職員のほかに、子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいということ。それともう一点、乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること。それから4点目に、各幼稚園等において、学校安全計画、危機管理マニュアルについて適時見直し、必要に応じて改定すること、こういった4点について事務連絡がされていると思うんですけど、これは後できちんと確認しておいていただきたいと思います。

その通知や規則があって、マニュアルを整備されていても、それが実践されなければ、絵に描いた餅になるんじゃないかと思っております。マニュアルの実践について、確認指導は先ほど言われたとおりと理解しておりますけれども、やっぱり人間誰しもミスは犯すものがございます。小さなミスを取り除く努力をすることで大きな事故を未然に防ぐことができると思います。まず、安全管理の徹底に係る内容について、きちんと遵守されているのかということについて、再度お尋ねしておきます。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

安全管理につきましては、繰り返しになりますけれども、先ほど申しました10月、それから、11月に実施をいたしました実地調査の中で確認が行われているところでございます。その中で、市といたしましても、保育系の施設については同行いたしまして、その確認を併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

十分安全確認はされていると思いますけれども、やはり子どもたちはどんな行動を取るかわかりません。通園バスに限らず、園内でもですね。そういった場合に、やっぱり子どもたちの目線、そういった部分に立って施設の危険箇所など、見る必要があると思うんですよ、通園バス等に限らずですね。そういった部分についての現場確認、どうも私のイメージの中には、書面審査という部分で、書面に書かれている部分だけをやられておるんじゃないかという意識があるものですからお尋ねするんですけども、実際の現場環境、そういったものについてどのようにされておりますか。きちんとそういった子どもたちの目線で確認されている

のかということ、繰り返しになりますけど、ちょっとお尋ねしておきます。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

現場の確認につきましては、先ほど申しました毎年実施をいたしております指導監査におきまして、実施をいたしております。これはそれぞれの施設のほうに県と市と職員が行きまして、現地での調査を含めた指導監査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

そういうことで、子どもは何をするか分からんという部分がありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、県のスケジュールに沿って指導監査をやられるということなんですけど、何か聞くところによりますと、この頃、抜き打ち検査をやられるというお話も聞いております。そういったことをやられたことはございますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

抜き打ち検査が県のほうで実施されたということについて、私どものほうで確認はしていないところでございます。

○6番（田中栄一君）

先ほどの通知に戻りますけれども、3番目に、運転を担当する職員のほかに子どもの対応ができる職員の同乗を求められております。これは望ましいということでございますけれども、やはりこういった事件が起きてきますと、後ほど申し述べます防止装置とともに、やっぱり人間の目できちんと確認するということが大事なんじゃないかと思ひますが、実際の問題として、先ほど言われました5施設で、職員が、保育士さん等が同乗されているのか。今現在、保育士さんが大変不足しておるといふ状況も聞いております。対応が非常に厳しいということもあると思ひますが、この点はどのようになっておりますでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

確かに昨年7月の事故におきましては、運転手のみでの通園であったと聞いております。今年9月に緊急のアンケート調査を実施されましたけれども、この中の項目で、添乗職員がいるのかということの設問もございました。市内の5施設につきましては、全てのバスにおいて添乗員を乗務させているということで確認しているところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

冒頭言いましたけれども、ヒヤリ・ハット、冷やりとした、あるいは、はつとした、そういった情報収集が今度やられるということなんですけれども、実際に鳥取県では国のそういった通知に先駆けて行っておられるようでございます。県内の動き、福岡県を含めて、あるいは基礎自治体、そういったところでそういった動きが何かありますでしょうか。さらに、八女市独自でも進めておられますでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

確かにヒヤリ・ハットにつきましては、国のほうが調査を行うということでの報道がなされているところでございます。現在の状況といたしましては、施設からの報告義務があるものについては限定をされているところです。死亡であったりとか、30日以上を伴うものということになっておりますけれども、確かにそれ以外の冷やりとする事案というのはあるやに思います。

ただ、全国調査が実施されるということについては、私どもも、つい先日聞いたところでございますので、今後の対応につきましては、これから検討していきたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

今の答弁では、いずれ国からそういった調査があるということで、それに乗かってやっていきたいという答弁だったと思うんですけれども、やはりこういったやつは一日も早く確認して、そういった情報を収集して、市内施設の安全啓発、こういったものに活用すべきじゃないかと思っているんですけれども、この点についてはどのように考えられますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、この件につきましては、確かに事が起きてからということでは遅うございますので、前向きに所管として検討させていただきたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

前向きに、早期に検討するという事で、やっぱり早めにこういったやつについては、事故が起きてからでは遅いということで課長も言われておりますので、その部分についてはしっかり調査をしていただいて、事故が起きないように、事件が起きないようによろしくお願いしたいと思います。

次に、令和5年度から義務化が予定されております置き去り防止装置の設置推進をどのように進められるのかということについてお尋ねいたします。

民間業者が送迎バスの運転手などを対象に行ったアンケートでは、送迎バスに園児を残したまま車を離れたことがあると答えた方が267人中15人、5.6%もあったそうです。そのうち3人は、園児をバスに残していることすら認識していなかったということだそうでございます。

す。その理由は、送迎担当者や職員の意識が低い。自己啓発が足りていないということだと思いますが、それが最も多くて、次いで人手不足とか業務過多、それから登園確認などのルールが形骸化しているということなどで、今後も車内に園児が取り残されることは発生すると答えた人が実に58%、これはゆゆしき問題だと思うんですけども、こういった意識を変える抜本的な手だてが必要だと思っておりますが、やはりマニュアルだけでは事件を完全に防ぐことができないと思っております。そういった中では、やはり機械的な装置の設置も必要だと思っております。この5施設について既に設置されているような施設はございますでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

現時点で安全装置を設置している施設はございません。

○6番（田中栄一君）

こういったことが義務化されるということで、各施設もそういったことに対して準備をされないといけないと思うんですけども、こういう各施設から市に対して装置の設置に対する問合せとか、あるいはこういった装置を造られている業者さんから装置の紹介、そういったものが現在までにあっておりますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

特に運行しております施設等からの問合せ、それから、業者等からの問合せはございません。

○6番（田中栄一君）

それでは、4点目に進みたいと思います。

補助制度の関係です。

国、県の補助制度、また、市の単独補助の考えはないかということなんですけれども、認定こども園等の送迎バスに義務づける安全装置について、政府は今年10月17日、事業者の負担が実質的にゼロになるよう財政措置を講じる考えを明らかにいたしております。当初、導入費用を9割補助の方針でございましたけれども、事業者サイドに寄り添った形で導入費用の上限を200千円程度見込んでおりますけれども、本体の導入費用とは別に取付費用もかかるため、各メーカーの安全装置の価格を考慮して上限は決定されるという見込みのようでございます。

また、導入を2023年、来年6月までを目安に1年間の経過措置を設けて、違反した場合は業務停止命令の対象となるようで罰則規定もあるようでございます。かなり厳しい姿勢で政府は臨んでいると思っておりますけれども、担当課としてどの程度、今申し上げましたよう

なこと以外に、国、県の補助に係る情報、これを把握してあるのか、そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

安全装置につきましては、その仕様に関するガイドラインを年内に国のほうが策定をして公表するということになっております。私どもが現時点でつかんでおりますのは、安全装置のベースとなるパッケージといたしましては、送迎バスの最後尾にブザーとボタンを設置いたしまして、エンジンが停止をすれば、そのブザーが鳴って、職員がそのボタンを押すことによって確認をすると、最後部まで行って確認をするという人的な補完の安全装置というのが基本ベースになっていると聞いております。これを試算した金額が、先ほどおっしゃった200千円程度ということになっている模様でございます。ただし、オプションとして、A Iによる人感センサーでありますとか、GPSの位置の確認、メール等の配信、そういったものはオプションで追加をするということになっている模様でございます。

○6番（田中栄一君）

安全装置はその性能の違いや機能で値段が80千円から500千円、様々な種類がありまして、私自身もこの防止装置の関係をネットで調べましたら、某社では30千円台からあると。これはもう本当に基本的なやつだと思いますけれども、値段は様々あるんですね。より安全な装置を導入するためには、やはりそういった、先ほど課長が言われましたように、最低でも200千円以上する、そういった形になろうかと思えます。特に取付費用関係もありますので。そういった部分で、より安全な装置、こういったものを導入するために、東京都の清瀬市では対象事業者に、安全装置1台当たり100千円を上限に市単独補助金を出すことで国補助金と合わせて、より安全性の高い装置の導入を促すようでございます。八女市の考えでは、国、県の補助制度を踏まえまして、必要に応じて検討していくということでございますが、必要に応じてとはどのように解釈すればよいのか、お尋ねしておきます。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、今月中に国のほうが仕様に関するガイドラインを公表するということになっております。これに基づきまして、金額的な面が出てくるかと思っておりますし、これに基づいて関係法令が改正されると考えております。これを見た状況で、市がどういったことを検討すべきかということについて考える必要があると考えているところでございます。

○6番（田中栄一君）

やはり国のガイドラインが出されないことには、なかなか動きづらい部分もあると思いま

すけれども、早め早めにやっていただきたいと希望しておきます。

それから、市長にお尋ねしておきます。

それほど台数もないようでございます、この送迎バスはですね。そういったことで、やはり子どもの命を守るためには、先ほど言いましたように、それなりの機能を持った防止装置というものも取り付けておく必要があるのではないかと考えております。ぜひとも市の追加補助をしていただいて、早期の設置ができるようにしていただきたいと思っておりますので、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、この問題については極めて重要な、今、課題として捉えられ、論議がなされているところでございます。国のマニュアル、あるいは国の補助の制度、基本的な支援の考え方というのが決まれば、これは全国的に地方自治体が、例えば、同じレベルの助成をしていくのか、あるいは各基礎自治体に自由に任せるのか、この辺りのことも十分検討していかなければならないのではないかと考えておりますし、八女市としましては、できるだけ助成は十分しなきゃいかんと考えております。

それともう一つは、先日からテレビで放映がございました、保育園の児童に対する虐待の問題が今、非常に大きな課題となっております、したがって、この安全装置はもちろん設置を積極的にやっていかなきゃいかん、金銭的な助成もやっていかなきゃいかん、それは当然のことでございますが、保育士の皆さん方はそれぞれ資格を持って保育園に勤務していただいているわけですが、御承知のとおり、報道であっているように、ああいう問題が起きていますので、保育士の皆さん方にも、この対応について、しっかり研修とかマニュアルに対する取組とか、そういうこともしっかり指導をしていかなきゃいけないのではないかと、それも行政の役割ではないかなと見ておりますし、あらゆるもの、園長の考え方、保育士の皆さん方、そして安全装置、マニュアル、今、議員おっしゃるようにドライバーの意識、こういうものが総体的に、総合的にやっていかないと、なかなか解決することができないのではないかと見ておまして、そういう面で、八女市としては子育て支援課を中心に、そういう問題が起きないように力を合わせて取り組んでいく、そういう考え方で議員おっしゃるように臨んでいきたいと考えております。

○6番（田中栄一君）

力強い前向きのお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。今、新聞紙面ににぎわせております虐待事件のことについて市長、触れていただきましたけど、この虐待事件もやはり保育士さんたちの勤務過多、大変重労働だと思っております。実際に、うちの妻も保育士で長年経験しておりましたけれども、やはり大変だということを実感しております。何か、保育士の配置基準というのがございまして、年齢に応じて何人につき保育士何名とか

決まっておりますが、やはりこういった部分の、これは国の政策ですから、国がやっぱり見直していくべきだと思っているんですけども、そういった見直しも大変必要なんじゃないかと、あまりにも過重労働になっておるんじゃないかと思えます。そういった部分についても、今後、しっかり地方から国に上げていただいて、改善を進めていただきたいと、これは要望しておきたいと思えます。

最後に、通学バスの関係です。これは通園バス、保育園等のことと重ねてしまいますけれども、岩手県の一関市では閉じ込められた。そのときは保護者の方が非常に機転を利かせて、子どもにずっとその教育をしてきたことが、そういった大きな事件につながっていないんじゃないかと思えます。

委託業者でマニュアルを策定されて、それを確認してということなんですけど、委託業者さん、スクールバスの委託業者さんというのはどの程度になっておりますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

委託業者さんの数でよろしかったですかね、1社でございます。

○6番（田中栄一君）

そのマニュアルというのは、業者さんが策定されて、そして、市のほうに届けられる、教育委員会に届けられるということによろしいですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

基本はそのとおりでございます。委託をする際に、その安全管理マニュアル、それをきちんとこちらで確認させていただくということでございます。

○6番（田中栄一君）

今回、こういった事件がありまして、やはり考え方が大分狭められて、安全に徹しようという世の風潮でございますけれども、そういった業者さんからのマニュアルというのを点検して見直しをかける必要もあると思っておりますけれども、そういったことについて教育委員会内でどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

この安全管理マニュアルと申しますのは、この業者さんは長年やっていたている業者さんでありますので、当然マニュアルの中身につきましては、きちんと多方面から安全を配慮していただきまして、組み立てられております。時代のその都度その都度の状況に応じて補強されていくような形で今現在に至っておるところです。前回の委託時におきましては、ちょうど感染症が物すごくはやっております、スクールバスの中で安全をどう確保してい

くかというところが当時物すごく関心事でありましたので、前回の確認時におきましては、その面が物すごく充実をされてまいりました。

ただ、議員御指摘の置き去り、ここ1年ほどで物すごく報道等をされて注目がなされました。今回、我々は再度確認しまして、その面での充実をさらに図っていく必要があると判断しておるところであります。具体的には、降車後、業務日報を毎回その都度書いていただいております。その業務日報の欄に、降車後の確認をしたかどうかの記録を毎回取っていただくということで、欄を追加させていただきました。それともう一つは、実際問題として、バスを降りるときに確認をしていただくというのが全ての出発点でございます。ですから、バスの運転手さんが手元にそのチェックリストを用意——用意したのは我々なんですけれども、それをバスの中で見て、降りた人数を数えたかとか、子どもたちが降りた後にバスを回って、そして、きちんと椅子の下まで見たかとか、そういったチェックリストを出して、そして、さらに改善を今、業者さんと一緒に加えているところがございます。

○6番（田中栄一君）

一応ドライバーさんが自己チェックですね。ということは当然、疑っては切りがありませんけど、やっていないのにやったという部分もあるかもしれません。そういった部分というのを、やっぱりこれは信頼関係ですから、あんまり突き詰めて言いませんけれども、やはりそういった部分については十分注意しながらやっていただきたいと思います。

それから、防止装置の設置です。現に、こういった事件がスクールバスでも起きておりますので、やはり国の動向を踏まえて研究していきたいということがございますけれども、やはり事故が起こってからでは遅いと。やっぱり先駆けて進めるべきではないかと思っております。やっぱり後手ではなくて、先手に対応していくべきではないかと思っておりますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、子どもの安全に関わることでありますので、先手を打ってやっていくというのはとても大事なことで我々も思っております。先ほど子育て支援課長のほうからの答弁にもありましたように、今現在、国のほうの第2次補正案が閣議決定されたところでもありますけれども、その内容というか、具体的なもの、通知、幾らぐらい補助するのかとか、そういったことが年末までに、あと数週間で来ると伺っておりますので、漏れ聞いたところ、報道では定額の補助をすると。1台当たり100千円ぐらいの補助で見積もられているという報道を我々聞いておりますので、ちょうど議員が言われたように、80千円とか高い場合は500千円とかというのは我々も調べて、それは認識しております。ですから、なかなか難しいラインが予測されておりますので、十分それを見て、もしかしたら県のほうも考えて

あるのかもしれませんが、そういうことも考え合わせた上で対象外、小中学校も支援の対象ではありますけれども、考えてまいりたいと思っております。時期が遅くならないように対応していきたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

そういった部分については、課長もおっしゃられましたように先手でひとつよろしく願いたいと思います。

それから、置き去り発生時の避難訓練ですね、訓練教育、これについてちょっとお尋ねしておきます。

先ほど言いましたように、小学校低学年、特に1年生では保育園の年長児とそう大差ないと考えております。1年間すれば、当然成長して、それなりにあると思えますけど、先ほど申し上げました岩手県一関市の事例は、やっぱり保護者が常日頃から、置き去りにされた場合にクラクションを鳴らすように教えていたことで、運転手が気づいて、幸いにも大事に至らなかったということがあるようでございます。

ただ、訓練をやっておかないと、教育をやっておかないと、子どもの知恵ではとてもそこに至る考えはなかなかできないと思えますし、実際にそういったことを訓練しておかないと、それが、そのときに実行できないと思っております。クラクションを鳴らすというのは、子どもにとっては興味本位もあるかもしれませんが、なかなか勇気の要ることだと思っております。やはり万が一の場合のそういった対応策というのを訓練しておくことが大事じゃないかと思っております。

そういったことで、置き去りにされた場合の緊急対応のやり方について、クラクションを鳴らすとか、そういった実際の今乗っている、生徒が乗っているバスで実際に訓練をしておく、こういったことが非常に大事なんじゃないかと思っておりますが、やられていますか。実際にやられていなかったら、今後、実施されることはお考えなのか、お尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

全国の事例を見ましたときに、今の一関市の事例ではクラクションを鳴らして開けてもらったと。我々が把握しているのは、糸満市では窓を開けて降りたと、小学生が降りたと。栃木県でも小学生が窓を開けて外に降りているという事例は把握しております。ですから、学校のほうにはそういった事例も踏まえて、事故にならないように御指導をお願いしますということは申し上げております。ただ、それを実際、議員がおっしゃられるように、スクールバスを使ってやったかどうかの確認までは、今のところ、ちょっとしておらない状況でありますので、確認はしていきたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

やっぱり全て防災においても訓練というのは大事なことでございますので、やはりそれを1回やることによって、そのときに実際非常時には体が動く、頭が回るということもあると思いますので、ぜひ学校サイドでこれはやられるべきだと思っておりますが、そういう部分についてはぜひとも――緊急脱出のときはあらゆる方法が、いろんな方法が考えられると思います。そういった部分についてはぜひ学校サイドでも知恵を絞っていただいて、その訓練をやるということが大事ですので、よろしく願いしておきたいと思います。

こういう福岡とか、あるいは静岡県のような痛ましい事故が二度と発生しないように、児童の安全第一に、より効果的な安全装置の導入と、やはりマニュアルの整備が求められております。一刻も早くこういった命を守るシステムを導入して、二度とこのような痛ましい事件が発生しないように祈るばかりでございますけれども、八女市においても、園でのあらゆる事故に対応したマニュアルの策定と検証、そして、随時見直し、指導を徹底していただくことと併せまして、やはり置き去り防止装置の早期導入の指導徹底をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

6番田中栄一議員の質問を終わります。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

おはようございます。本日2番目ということで、最後までよろしくお願いいたします。

6月定例会で、実はDX推進について質問をいたしたところです。ところが、また半年後に質問をするということになりました。

といいますのも、10月13日にデジタル庁の河野太郎大臣が、2024年秋に今の保険証を廃止し、2024年度末と予定されていた自動車免許証とともにマイナンバーカードに一体化するという発表をされたからです。2016年に始まったマイナンバーカードの導入は、6年たった今でも、テレビのCMでございますように2人に1人の交付しかまだ達成しておりません。これから2年ほどで全員の方に交付を目指すというのですから、これが本当に可能なものなのか。また、交付しなかった人はそれからどうなるのか。実際この進まない理由の中に、このマイナンバーカードの導入が、その中身がよく分からない、メリットがよく分からないという方があって、そもそもこの利点は何なのか。マイナンバーカード100%交付のために、で

は、実際に具体策はあるのか。今回は、デジタル化の一つの象徴でもあるマイナンバーカードの普及に的を絞って質問をいたします。

詳細につきましては、質問席にてさせていただきます。答弁される執行部の方々におかれましても、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、マイナンバーカードの交付と利用についてでございます。

交付の状況はどうなっているか。

本市における令和4年10月末時点のマイナンバーカードの交付率は、51.6%となっております。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況と登録のメリット、デメリットについてでございます。

本市における国民健康保険のマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数は、令和4年10月12日時点において4,465人であり、登録率は27.3%となっております。

また、健康保険証利用登録のメリットとしては、医療機関や薬局において顔認証付きのカードリーダーで受付が自動化されること、本人同意の上で特定健診や薬剤情報を医師や薬剤師と共有できること、医療機関窓口で限度額適用認定証等がなくても限度額以上の支払いが不要になることなどが挙げられます。デメリットとしては、現時点で全ての医療機関や薬局が運用を開始されていないため、健康保険証とマイナンバーカードの両方を携帯する必要があることが挙げられます。

次に、医療機関のシステム導入について把握しているかというお尋ねでございます。

国は、令和5年3月末には、おおむね全ての医療機関等でのシステム導入を目指すとして、医療機関、薬局のシステム整備を支援しております。

八女市におけるマイナンバーカードの保険証利用の運用開始状況につきましては、令和4年11月13日時点において、126の医療機関のうち35の医療機関が運用を開始しております。運用開始率は27.8%となっております。

次に、現保険証廃止後の未交付者受診についてでございます。

国は、何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が、必要な保険診療等を受ける際の事務手続きにつきまして、今後検討するとしております。

次に、ICチップの空き容量利用の考えはあるかという御質問でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、地域住民の利便性の向上に資するものとして、条例で定める事務についてICチップの空き容量を利用できると規定しています。

現在、八女市DX推進戦略の推進に取り組んでおり、その中でICチップの空き容量を活用したマイナンバーカードの利用方法についても検討を進めていきたいと考えております。

次に、マイナンバーカード交付を促進するための新たな方策はあるかという御質問でございます。

現在、休日に商業施設において出張申請サポートを実施しております。また、御家族、御友人、御近所、団体や企業などからの3人以上の申請希望者にお応えする出張申請サポートにも取り組んでおります。

今後は、さらなる取組強化のため、各地域の公共施設においても実施してまいります。

一方で、マイナンバーカードの利便性、安全性については、行政区長代表者会において説明を行った上で、チラシを作成して行政区での回覧をお願いしたところです。

今後の取組につきましては、マイナンバーカードに関する国の動向を注視してまいります。

以上、お答えをいたします。

○5番（橋本正敏君）

それではまず、マイナンバーカードの現在の交付状況はどうなっているかということで、現在は10月末で51.6%というお答えでした。これは全体的な数字でありますので、実際もう少しちょっと細かく見ていかせてもらいますけれども、幼児とか乳幼児、それから未就学児、児童、学生、つまり親の手で申請をする子どもたちの現在の交付状況はどのようになっているのでしょうか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃったように、細かい区分までは私どもも把握しておりませんが、分かる範囲でお答えさせていただきます。

現在、保有の状況ということで、手元にある資料によりますと、10月末現在、10歳未満が47.1%、それから10代が49.61%、こういう状況になっておりますので、全体的にはそう極端な世代による違いはないのかなと捉えておるところです。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

全体的に同じ数字ですけれども、親が申請しておけば、子どももそれと一緒に申請しているという形でしょうかね。

それじゃ、例えば、学校で交付申請をするという受付の仕方は現在やられているのでしょうか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

八女市のほうでは、学校で申請受付というのはやっておりません。と申しますのも、やはり親御さんとか御家族と一緒に申請をしていただくという点で、学校での申請は行っておりません。ただ、お子さんを通じて御家庭に申請をお願いするという形もありますので、チラシの配布等、学校の協力をいただきながらさせていただいているところです。

○5番（橋本正敏君）

それでは、今度は逆に若い人たちではなくて高齢者の方々ですけれども、例えば、介護施設とか病院に入院されている方とか、交付申請ができないような方たちも実際おられると思いますけれども、そういう方たちの申請はどんなふうに行われているのでしょうか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

高齢者の方、やはりデジタル化の関連でマイナンバーカードというのが普及されていますので、どうしてもなかなか申請がしにくい、そういう状況にあるかと思っております。

ただ、病院等につきましては、先ほど市長答弁の中でも、出張申請サポートを行っておるということで申していただきましたけど、そういう形で病院についても申請のサポート、これ全てではございませんけど、要望に応じて行っているという状況でございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

現在、半分ほどしか交付されておられませんので、一つの山を越えたぐらいで、これからが本当に大変なところだと思うんですよ。やはり今までに申請されていない方が、あとの2年間で申請をされる、積極的に来られるということはなかなか考えづらいことだと思いますので、やはりこっちの行政のほうから積極的に出ていくということが大事なんだろうと思います。これは最後にまた聞きますので、ここでは深く入りませんが、それが大事だと思っております。

現在の交付申請場所は、例えば、ここで具体的に言えば、商業施設のゆめタウンとかで行っておられて、かなり多くの方がそこでされていると思うんですけれども、そういう努力はされているんですけれども、やはりさっき言いました、今コロナでなかなか介護施設から外には出れない方たちもたくさんおられますので、そういう今まで出てこれなかった方たちをターゲットにするということも大事だろうと思っております。また最後に聞きますけれども。

続きまして、マイナンバーカードの保険証の登録状況ですけれども、先ほどお答えでは27.3%ということでした。マイナンバーカードを持っておられる方が半分ぐらいおられるにもかかわらず、ここでは27.3%ということですので、なかなかこら辺も進んでいない。これが2年後には100%に持っていけないといけないんですけれども、具体的にこの保険証

と結びつけるというところの、先ほど言いましたけれども、メリットとか、そういうのがあまり伝わってなくて、する必要がないんじゃないかと最初から思われる方、それから、2年過ぎても、例えば、マイナンバーカード持たんでもどうせできるようになるんじゃないかとか、そういう方たちが結構おられるんじゃないかと思っておるんですよ。ですから、もうちょっとメリットをはっきりと——実はこういうチラシが12月号の広報紙にも挟んでありましたけれども、ここにもメリットは書いてございますけれども、これがなかなか浸透してこない。一番最初に出てくるのは、マイナポイントの20千円がもらえますよというメリットだけで、あとの、本当の、これを推進するためのメリットがなかなかこれでは分からないような気がするんです。メリットをもう一度、市長答弁にもございましたけれども、具体的に私たち市民側のメリットというのはどんなところがあるのでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

市長答弁の繰り返しになりますけれども、再度私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

健康保険証の利用登録によるメリットについては、大きく3つを国のほうとしては紹介されていると認識しております。1つ目が、医療機関や薬局におきまして顔認証つきカードリーダーで受付が自動化されること。それから2つ目が、本人同意の上になりますけれども、特定健診や薬剤情報を医師や薬剤師と共有できること。3つ目になります。医療機関窓口で限度額適用認定証がなくても限度額以上の支払いが不要になる、こういったことが挙げられておるところです。

また、そのほかにもメリットとしまして、引っ越しなどで環境が変わっても健康保険証として使用できる。また、マイナポータルアプリでお薬や医療費の確認ができる。そして、確定申告、こういったところで医療費控除が簡単になる、こういったものを紹介されているところでございます。

また、これは医療機関とか薬局においてのメリットもございます。こちらについては、医療機関、薬局の窓口で患者の方の直近の資格情報等、こういったことが確認できるようになりまして、期限切れであったりする保険証による受診で発生します過誤請求、こういった事務手続きが省略できる、削減できる、こういったことが挙げられているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

たしか医療費とかお薬をもらっている情報とかがこれですぐ分かるということなんですけれども、私も登録してみましたけれども、過去1年ぐらいしか遡って見れないんですよ。ですから、これは入り口だからこんなふうになっていて、時間がたてばもっと以前のことも

で見れるように政府がしていくのかもしれませんが、現時点では、例えば、昔に何かの手術をしたとか大病をしたとかいうのは全く分からない。現在の、過去1年ぐらいの健康診断の、特定健診の結果とかお薬の状況ぐらいしか見れない。ですから、それでいいのかなと思いますけど、これは先ほども言いましたように、後々は見れるようになるんだろうということ仮定して、それが特典になるのかもしれませんが。でも、ただそれだけで、みんな登録するのかなという気はします。紙でもそれは全然分かることですから。お医者さんと話せば分かることですので、何かもう一つメリットがないんじゃないかなという気がするんです。

それで、先ほど言いましたけれども、一番最初にマイナポイントが20千円分もらえるというのが、やっぱり目玉としてすぐ私たちに映るんですけど、実際、近所の方に、それを登録した方に、このマイナポイントをもらっているかということ聞いたんですよ。ところが、結構多くの方がもらっていないと。もったいないなと思って、何でもらわないんですかと聞くと、まず、キャッシュカードを持たないと。だから、給付金とかの口座と金融機関の口座とをひもづけることがまずできないと。持たないからできないと。それから、電子決済をするカードも持たないと。だから、マイナポイントはもらえないんだという方が結構おられるんですよ。ですから、このポイントももらえないんじゃない、もう全くメリットがないなという方が結構おられて、この辺がいま一つ伸びない理由じゃないかなと思うんです。ですから、医療の健康保険証と結びつけることは大事なんですけれども、そもそもマイナンバーカードを作るという時点で、まず引かかっている方がたくさんおられるということです。

ところが、よく調べてみますと、このマイナンバーカードを作ることによって、例えば、現在コロナの給付金がいっぱい出ていますけれども、これが全国的にスムーズに給付金を受けることができる。しかも、間違いがなく。それからまた、その間で起きるいろんな、悪いことをする人がそういうことができないようになっていると、そんなことがよく書かれておりました。

アメリカでも社会保障番号というのがあって、マイナンバーみたいなものですけど、これを今ほとんどの方が割り当てられておられるということで、コロナ対策の給付金がスムーズに渡すことができた。特に世界の中でも、お隣の韓国は個人番号制度があって、この中に全ての情報が入っているんですね。指の指紋とか、パスポート、クレジットカード、ここに今あります医療保険とか診察券とか、お薬手帳、健康診断、住民票、戸籍、運転免許証、また、所得とか納税とか、もうあらゆることがこのカードの中に入っていて、韓国と日本の緊急給付金、これの予算の承認日がどちらも4月30日だったそうです。4月30日から次の5月19日時点で手元に渡った率は、日本は19%、韓国は80%だったそうです。それからわずか4日後で、韓国の給付金受給世帯は約90%以上これで受け取ったということだったそうです。日本は皆さん御存じのとおり、1か月たっても大体80%ぐらいしかなくて、もうてん

やわんや、市役所とかはいっぱいごった返しして大変なことになっていたのを皆さん覚えてあると思います。

このマイナンバーカードを作ることによって、緊急の給付金が何の混乱もなくスムーズに行き渡るということが、これを見たときに、これこそまさにメリットじゃないかと思ったんです。ところが、そういうことはこのチラシではほとんど分からないです。ですから、そういうことをもうちょっと分かりやすく盛り込んだほうがいいんじゃないかという思いがありました。

ただ、多くの方々が、そんなにいっぱい重要な情報を詰め込むと、情報が流出して個人情報に他人に漏れて大変なことになるんじゃないかという懸念をされております。ですので、その辺はいま一度、こういう情報流出はあまり心配しなくていいんだよということをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

市長答弁のほうにもございましたけれども、マイナンバーカードの利便性、安全性に関するチラシ、こちらのほうを使って、機会あるごとにマイナポイント事業に関して、広報八女、FM八女、また、ホームページ、公式LINE等、新聞折り込みチラシ等も使いながら、様々なツールにて周知に努めているところです。

先ほどチラシの件で、ポイントが前面に出ているじゃないかという話がございますけど、今行われているマイナポイント第2弾、最大20千円分のポイントがもらえるというキャンペーン、これは9月末から延長されましたけれども、それを受けるためには12月末までにマイナンバーカードの申請を行うこと。それから、マイナポイントの申請を来年2月末までに行うことが条件になっておりますので、今現在で言いますと、そういう状況を踏まえてマイナポイントをどうしても出しているような状況ですが、それに併せて、先ほどの利便性、安全性についても周知は必要だと当然認識しておりますので、その辺の周知をしっかりしてまいりたいと思っております。

それから、利便性の内容で、先ほど健康保険証に係る分については、既に健康推進課長のほうが御説明させていただきましたけど、ほかの部分についても簡単に触れさせていただきます。

マイナンバーカードは基本的に、まず最初に来るのは、対面でもオンラインでも安全、確実に本人確認ができる、こういう身分証として位置づけられているものです。現在、コンビニの各種証明書が取得できる、また、新型コロナワクチン接種証明書ですね、これがスマートフォンアプリで発行できる。それから、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきましたけど、公金受取口座の登録が進めば、本人のそれを使うという意思確認の下、その口座

を使うことによって口座情報の記入や通帳の写しの添付等の省略が可能になることが期待されるというものです。口座の状況等も、今後登録が進めばまた改めてその辺のところの周知が必要だと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

個人情報漏えいの安心性について答弁してください。

○市民課長（溝上啓之君）

失礼しました。確かに個人情報の安全性について、ちょっと心配されている部分がございます。これにつきましては、こちら先ほども申しましたチラシのほうでも周知をしておりますけど、持ち歩く際に気をつけていただく点としましては、現在の銀行のキャッシュカードやクレジットカードと同じで、万が一落としたり、なくしたりした場合は、24時間365日受付する窓口がございますので、そちらのほうで利用を停止していただくという形をお願いしているところです。

なお、落としたカードにつきましては、パスワードが分からなければ何も使えないということにはなっております。それから、ICチップが読まれるんじゃないかという御心配もありますけど、こちらのほうもICチップを無理やり読み込もうとすると自動的に壊れるような仕組みで設計されておりますので、その辺のところを含めて周知をしてみたいと思います。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

このチラシにも安全性は書いてございますけれども、このチップの中には大した情報は入っていないと。このカードに記載されてあるぐらいの情報しか入っていないということで、もし落としても、これを見たからといって、電子的に盗み出したとしても、そんな情報は入っていないと。

それと、大事なことは、このカードについている本人の写真、この写真と本人とパスワードがないと機能しないということです。ここが皆さん確認せやんことですが、一つ一つポイントが幾つか書いてございますけれども、これはさっき言いましたように、全部がそろわないとこの情報は盗まれない。そしてまた、年金制度とか保険医療制度、それぞれの制度はそれぞれに分かれていて横のつながりがないので、一つに入り込んだとしても全部盗み取ることはできないと。そういうことを書けば、分かりやすく言えば、皆さん分かっていたんじゃないかなと思っております。書いてあることは確かにそうなんですけれども、市民の方たちがもっと分かりやすく、全部そろわんといけないんですよと。ただ、落ちていたものを拾って、それを他人が利用しようとしてもチップは盗めないし、盗もうとしたら壊

れる。この顔写真と持っている人が一緒という判定ができなければ、カードの利用はできないと。パスワードもありまして、それが3つそろわないとこのカードは有効なものにならないということ、ここにもうちょっとはっきりと書けば、ああ、それなら大丈夫かなということが出来るのかなと思います。このままじゃちょっと、確かに安全性と書いてございますけれども、なかなかそれが伝わってこない。書く側と受け取る側のちょっとした違いがあると思いますので、今後その辺を、申請に来られた方によく分かるように説明していただきたいと思います。

実際、アメリカでも大きな情報漏れがあった。ですけれども、そのときはカードに顔写真がついていなかったからということで大きく報道されております。でも、日本はかなり安全性が高いものでございますので、情報流出はございませんので、ぜひこの辺を強調していただきたいと思います。

続きまして、このカードができたとして、医療機関に実際に行って診療を受けるときに、先ほど医療機関と薬局の総数が126医療機関のうちの35、27.8%なんですけれども、これが果たして本当に来年度4月から100%になる見込みが本当にあるのかないのか、どのように今思っておられますでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁で、議員からもおっしゃっていただきましたけれども、数字的には運用開始率が27.8%となっておるところで答えをしていただきました。病院側がシステムを準備しますオンライン資格確認の導入につきましては、顔認証つきカードリーダー、こういったものを申し込んでいただいて、そして導入をしていただくと。そして、それから利用を開始いただくといった流れがあります。今お答えしていましたところは、利用開始された医院、こういったものをお答えさせていただいたのが27.8%ということになっております。

あと、私ども市のほうに提供いただいている資料としましては、先ほど言いました顔認証カードリーダーの申込みの率も公表がされております。これが9月25日時点で70.8%。そして、直近、最近になって出ましたけれども、10月30日時点でこのカードリーダーの申込率は84.7%となっておりまして、現時点での数値はまだ公表されておられませんけど、またさらにこの数字は高くなっているのじゃないかと考えているところです。こういったところから言いますと、3月末までにはかなりの導入が図られるのではないかと推察をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

大体めどはついているということですが、ある小さい医院で、高齢のお医者さんが

おられたとして、その方が今さら数百万円もするような機械を導入せないかんのかということをもし言われた場合、最終的に導入されなかった場合、されなかった病院では、その後の診療はどんなふうになるのでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

これがその医院とイコールになるのかどうかというのは分かりませんが、現在、紙レセプトで医療請求を認められている保険医療機関、保険薬局、こういったものについては、オンライン資格確認導入の原則義務づけの例外となっております。こういった医療機関であれば、その後の医療行為というものは続けられるのではないかと認識をしているところです。国におきましても、こういった制度につきましては、今、医師会と、そういったところからの情報交換とかもされているようでございますので、そういったところはまた国として検討をなされていくのではないかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

実際これは一部で始まっておりますけれども、聞くところによりますと、このシステムを導入された医院、病院では、診療費と薬剤調剤費が上がるという話を聞きましたが、実際どうなっていますでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

議員おっしゃったように、初診料のところではこの部分が検討された最初は、これを導入したほうが初診料が高くなると公表がされていたところです。すみません、資料は持っておるんですけども、ちょっと今ここで見つけることができませんでしたけれども、それ以後、国のほうは検討されまして、この初診料については低くされるようになっておりますので、この分を導入したらとって高くなるというところは解消されていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

見つけ出すことができなかつたとおっしゃるので、多分これがそうだろうと思うんですけども、今年9月までと10月からとちょっと変わっているみたいです。現在のことを言いますと、初診でたしか6円負担が増えるんじゃないかと思えますし、調剤のときに3円負担が出るんじゃないかと思えます。違っていたらまた訂正をお願いします。

確かに僅かですけれども、その辺がちょっとまだ引かかるのかなという気もしておりますが、これが進んで割と便利になっていくということから考えれば僅かなお金かもしれませ

ん。

それでは、先ほどからずっと言っております4番目の現保険証の廃止後、交付されなかった方たちは受診ができるのかということをお聞きしますが、まだ検討中で、国も定まっていないのでということですが、八女市ではどんなふうに考えておられますでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

現保険証の廃止については、先ほど議員もおっしゃったように、河野大臣のほうで現行の紙やプラスチックカードの健康保険証を、2024年秋、令和6年秋に廃止するという方針を発表されたところです。これに基づきまして、国は今後の取扱いについて今現在検討を行っている状況だろうと考えております。

そういった中でも、先ほどマイナンバーカードを取得していない方、カードが手元にない方も保険診療を受けられるように検討をされるとされておりますので、このところはまだ国のほうも、具体的な取扱いについては市のほうにも通知が下りてきておりませんので、私のほうからは何とも言い難いところではございますが、そういった国の状況等も、今後の検討の内容等も注視をしていきながら、市としての考え方も取りまとめていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

これは国がすることですので、何とも言えないところかもしれませんが、切り捨てられるようなことがないように、ぜひよろしくお願いします。

それから、先ほども話に出ましたけれども、ICチップがこのカードの中にございますけれども、この中には、先ほど言いましたように簡単な情報しか入っていませんので、空き容量があるということで、これは民間でも行政のほうでも自由に使っているんですよという国の考え方があるようでございます。ちょっと考えましたら、例えば、市で今作っております市立図書館の利用者カードとかそういうものが、もしこの空き容量に使えるとすれば、また1枚カードが減るかなという考えがございます。そのほかにも、ひょっとしたら考えてあるのかもしれませんが、市としてこの空き容量のところでは使用を考えてありましたら、お答えをお願いします。

○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

地域住民の利便性の向上を図るために、カードに内蔵しましたICチップを利用して、自治体独自のアプリの導入が可能となっております。

現在行っております証明書等のコンビニ交付、これもこの仕組みを利用したものとなって

おりますが、八女市では、そのほかの利用につきまして具体的な検討まで現在至っておらない状況でございます。先進自治体の事例としまして、図書カードであるとか印鑑登録カード、選挙の入場券受付など事例がございますので、そういったことについて、今後、市としましても、どのようなサービスを導入することが市民の利便性向上につながるのかということをしっかり検討いたしまして進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○健康推進課長（馬場浩義君）

申し訳ありません。先ほどの初診料の関係のところを、ちょっとここでお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃいましたように、マイナンバーカードの保険証を利用した際の自己負担額、こちらは2022年10月より改定がなされているところでございます。医療機関でマイナンバーカードを保険証利用とした場合については初診料が6円、その前は初診料21円となって高くなっておりましたけれども、初診料は6円、従来の保険証で受診した場合は初診料12円の負担ということになりまして、マイナンバーカードの保険証を利用したほうの費用負担が余計にかかるということは解消されているところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

ありがとうございます。せっかくですので、調剤のほうもちょっと言いたいんですけども、たしかお薬を出されるときに、先ほど私、マイナ保険証ですると3円上がる、現保険証では9円ということで、それは合っていますでしょうか。後で結構だと思います。せっかく先ほど言われたからですね。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

初診時のみのマイナ保険証6円と、薬は3円となっているところでございます。

以上でございます。（「今までの保険証」と呼ぶ者あり）

従来の保険証は、薬のほうは9円になっておるところでございます。

○5番（橋本正敏君）

ありがとうございます。このICチップの空き容量ですけれども、これは自由に使える部分でございますので、どんどんアイデアを出していただいて、市民にもっと便利になるような使い方をしていただきたいと思います。

最後ですけれども、当初言いましたように、今2人に1人しか持っていないこのマイナンバーカードを、あと2年ぐらいの間に100%を目指すためには、よっぽどのことがない限り、これは無理だと思います。それで、先ほども言いましたけれども、3人以上のグループで申

請をすれば、そこに出張して申請を受けますということですがけれども、ある程度こちらから集まったところに強くというか、アウトリーチで積極的に進んでいかないとなかなか難しいんではないかと思っているところです。ですので、現在、商業施設とか、こちら側がどこかにいて、来てくださいますと言うんじゃないかと、行きますから、どうぞあそこに集まってくださいというやり方を今後やっていかれるようなことがあるのか、私はお願いですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

市役所以外に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請サポートに取り組んでおりますけど、これまでも確定申告会場、一部の企業団体、地域の公民館や集会施設等で実施しております。今現在、休日、土日祝日に商業施設のほうで行っておりますけど、これにつきましても、12月には各地域で公共施設等を借りて実施していく予定にしております。

それから、病院等につきましても今3人以上で要望を受けていますけど、その中で病院等からもお話が来ておりますので、その辺についてももしっかり対応していきたいと思っております。

また、取組の強化という形で、出張申請業務の委託のほうについては9月定例会で補正予算をお願いして御承認いただいておりますので、それを活用しながら今後カードの普及をさらに強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

ここで2年後の目標はもちろん100%でしょうけれども、大体目標はどのくらいを見てあるのか。そこでやっぱりその取組方も変わってくると思うんですけれども、大体2年後、秋までに何%八女市は目指すんでしょうか。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

国の方針に基づいて、国の方針ではほぼ全国民、市民がマイナンバーカードを取得されることを目指しておりますので、最終的には100%に近いところを目指すということになります。ただ、当面の目標としましては、私どもとしては令和5年2月末で交付率70%を目指して取り組んでいきたいと考えておりまして、それに関連する予算につきましても今定例会に補正予算のお願いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

世界的にこのデジタル化というのは避けて通れないことです。私たちの今の日常に大きく

これは入り込んでおります。ですけれども、今まで生活してきたんだからこのままでいいという方も根強くおられます。その方々をこっちに取り込んでいくというのは、よほどのことがない限り、よほどのことで引っ張っていかなくてははいけませんので、本当頑張ってくださいと思っています。

これは先ほども言いましたけれども、緊急な給付金を交付するには物すごく効果的なシステムだと思いますし、これから世界で日本が生き残るためには絶対必要なことだと思います。それからまた、八女市みたいな地方の自治体が今後伸びていくためのこれは足がかりになるという、逆に言えばいいチャンスなのかもしれないと思っていますところです。ですから、最後ですけれども、また何度でも言いますけれども、これはぜひやっていただきたい。

今、八女市でも実際にこれはやっておられますよね。まちのコインを今取り組んでございます。コロナの影響で、これがなかなか表にあんまり見えなかったんですけども、最近よく目にするようになりました。八女市は全国に先駆けてこういうことに取り組んでおられますし、この地域通貨、仮想通貨、暗号通貨ですかね、これがマイナンバーカードのデジタル化と何でくっつくかと思われるかもしれませんが、こういう簡単なことから、実際に現金を扱わないで物事が買えたり体験できたりするようなことを経験することで、デジタル化に対する抵抗をなくしていく政策だと思っています。私、八女市にえらい期待しておりますので、このまちのコインを有意義に使っていただいて、デジタル化を進めていただいて、マイナンバーカードをもっと100%に近い状況まで持っていつてもらいたいと思っていますところです。具体的にというあれはありませんけれども、そういう思いを今日は述べさせていただきました。

私の質問はここで終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴席の方には非常にお忙しい中に傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、通告しておりました4点について聞いてまいります。

1つ、八女市の入札について、2つ、防災安全について、3つ、八女市の教育問題について、4つ、八女市の公共施設の今後の利活用について。

詳細については質問席より質問いたします。執行部におきましては、本当に分かりやすい言葉で的確に答弁いただきますようお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の入札についてでございます。最低制限価格とはというお尋ねです。

最低制限価格は、競争入札における落札の下限額として設定するもので、入札額が最低制限価格に満たない場合は失格となります。

最低制限価格制度は、公共工事等の入札において、不当な低価格で取引することを防止するために設けられたものであります。

どのようなときに最低制限価格を適用するのかというお尋ねでございます。

最低制限価格につきましては、発注金額が10,000千円以上の工事、または製造の請負の契約に適用することができます。

なお、本市では一般競争入札において最低制限価格制度を適用し、指名競争入札では低入札価格調査制度を適用しております。

次に、予定価格は誰が決定するのかという御質問でございます。

予定価格は、工事等の設計書及び仕様内容に基づき、市場における労務及び資材等の取引価格等を的確に反映した積算を行い、工事等に必要となる全ての経費として設定するものです。

予定価格の決定につきましては、工事等の発注金額に応じて八女市事務決裁規程で定めております。

次に、防災安全についてでございます。

まず、地震体験車を、国、県または近隣自治体で所有している自治体はあるのか、あれば借りることはできないかという質問でございます。

地震体験車とは、地震を疑似体験することができる振動装置を搭載した車両のことです。福岡県内では久留米広域消防本部及び北九州市消防局が所有しております。

これらの車両は、それぞれの防災組織における装備車両であり、管内の防災訓練などへの利用に限られていることを確認しております。

八女市の教育問題について及び総合体育館、立花体育館について、今後建て替えも含めてどのように考えているのかにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、八女市の公共施設の今後の利活用についてのうち、(1)及び(2)について答弁をいたします。

八女市の公共施設の今後の利活用についてでございます。

新庁舎竣工後の立花庁舎の利用について、考えはあるのか（2、3階部分について）でござ

ございます。

議会機能として管理運営をしている立花庁舎の2階、3階部分の利活用については、市全体における施設状況を踏まえ、様々な観点から検討していく必要があると考えております。

次に、義務教育学校開校後の川崎小学校、忠見小学校の活用について考えはあるのかというお尋ねでございます。

義務教育学校開校後の川崎小学校及び忠見小学校の利活用につきましては、現時点で具体的なものはございませんが、学校施設の多くは地域の中心的な場所に位置し、地域の活性化や政策課題の解決を図る上でも重要な施設であり、地域の実情やニーズを踏まえながら、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

3、八女市の教育問題について、(1)小中学校、義務教育学校の教室及び特別教室の数及び空き教室についてのお尋ねです。

各学校の普通教室、特別教室、空き教室の数につきましては、配信している資料のとおりでございます。

次に、スクールバスの積雪時の対策についてのお尋ねです。

教育委員会といたしましては、スクールバスの運行委託業者と連絡を取り合いながら安全確保に努めているところであり、積雪時の運行につきましては、委託業者がチェーンの装着等の安全対策を行いながら運行しております。

次に、八女市の学校における人権教育は、どのようにおこなわれているのかとお尋ねです。

各学校におきましては、児童生徒が人権についての意義、内容や重要性について理解し、自分や他人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、教科等指導や生徒指導など、教育活動全体を通じて取組を行っております。

次に、社会教育について、公民館職員等の会計年度任用職員の人数、任期又は選考についてはどのように行われているのかとお尋ねです。

本市では、八女市公民館条例により、8か所に公民館を設置しています。会計年度任用職員は、中央公民館、西公民館、東公民館、上陽公民館、矢部公民館及び星野公民館につきましては2人ずつ、黒木公民館及び立花公民館には3人ずつ配置しております。

また、青少年教育事業として、地域活動指導員を旧市町村ごとに1人ずつ配置しております。

なお、任期は1年とし、選考は、広報八女、FM八女、八女市ホームページ、ハローワークで周知し、面接等により決定しております。

次に、4、八女市の公共施設の今後の利活用について、(3)総合体育館、立花体育館について、今後建て替えも含めてどのように考えているのかとのお尋ねです。

八女市総合体育館及び八女市立花体育館につきましては、老朽化が課題となっております。両施設とも市民のスポーツ活動の場として重要な施設でありますので、建て替え及び統合など公共施設の最適化について、十分に市民の声を聞いて検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

それでは、八女市の入札についてということでお聞きいたします。

最低制限価格について説明を求めておりましたところ、一般競争入札において最低制限価格制度を適用しとなっておりますが、指名競争入札では低入札価格調査制度、この違いを教えてください。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

最低制限価格につきましては、設定した制限額を下回った場合には失格となりますが、低入札価格調査制度では、設定した基準額を下回った場合には、見積内訳書、これは見積書の明細になりますが、この内容を精査するとともに、業者への聞き取りを実施した上で、仕様書に適合した工事の施工が認められるかどうか確認いたします。これが認められた場合、落札ということになるものでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

最低制限価格は分かりますけれども、低入札価格、この場合に、要するに入札価格を100とした場合に、当然どれだけでも下がるということはないでしょうから、ある程度どこまでかの線引きはしてあるわけでしょう。いかがですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

まず、低入札価格調査を行う場合には一定の基準額を設けます。先ほど御説明したとおり、それを下回った場合に調査をするということでありまして、その場合には、工事の内容によりまして、直接工事費、それから共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、それぞれ状況を確認いたしまして、適切に工事がなされるかということについて確認をするものでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

年度末になってくると、特に河川、これは恐らく10月頃に刈り取りが終わり、水が切れて少なくなります。河川の入札なんかがありますけれども、結構今までも不落なんかが出ていますよね。ところが、水が要るまで、要するに4月、5月の上旬ぐらいまでに終わってもらわんと地元としては困るわけですよね。そういう場合に、入札で落ちないと、不落。その場合はどのような方法を取られて工事業者を決められるわけですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

工事の発注につきましてはそれぞれ事業課のほうで行っておりますが、議員御指摘の競争入札で不落になった場合については、担当発注課のほうで再度入札を行うのか、あるいは、緊急を要する場合には随意契約ということもありますので、どういった選択をするかについては事業課のほうで判断をいたしております。

○10番（牛島孝之君）

今言われました随意契約の場合には、随意契約というのは入札のときに出ている価格をそのままという意味ですか。いかがですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

議員質問の価格というのは、予定価格でよろしいんですかね。予定価格につきましては、随意契約も同じ額となります。

○10番（牛島孝之君）

なぜこういうことを聞くかということ、資料をもらっております。八女市入札参加資格登録業者数、これは土木一式のほうでお聞きしますけれども、過去10年間ということで平成25年と令和4年、業者数としては平成25年が80業者、令和4年が79業者、1業者減っておりますけれども、この中でAランクが3業者減っております。Bランクがプラス7、Cランクがマイナス10、Dランクがプラス5となっております。要するに、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクとは、どのようなものを基準にしてランク決めはされるわけですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

ランクづけはどのように行うのかという御質問だと思いますけれども、競争入札参加資格の格付ということになりますが、格付基準点数というものがございまして、これにより決定をしております。

基準点数につきましては、建設業法で義務づけられております経営事項審査の点数、それと、市独自で設定しております地域貢献の評点、そして、工事实績の平均点等を用いて算定

してランクづけしております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今言われた工事実績、当然これはあくまでも公共工事でしょう。そこんにきをきちっと。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

公共工事が対象となります。

○10番（牛島孝之君）

そうなった場合、要するに、Bランク、Cランクの方がAランクに入りたい。ところが、やっぱりランクづけということになった場合、先ほど答えの中で、10,000千円以上の工事についてはAランクのみですか。お聞きします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

10,000千円以上の工事につきましては、土木工事でBランク以上が該当いたします。

○10番（牛島孝之君）

聞きたいのは、要するに、古くから土木業者をやってあった方、ここ10年ぐらいで辞めてある方が結構おられるんですよね。本当に地元に着して公共事業をやっている方、そういう方たちが廃業ということをしなくていいようにしていかないと、八女市は令和3年度はあまり災害が出ていないようではございますけれども、大雨が降れば、山間部において土砂崩れによって道路崩壊とかいろいろ出てきます。やっぱりそこありますので、地場業者に限って入札ということは無理だろうと思っておりますので、当然、指名願とかあるからですね。

お聞きしますけれども、この入札予定価格、先ほどの説明でいきますと、これは職員の方が積算して決めるわけですか。いかがですか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

設計積算の部分については職員が行っております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

当然、その職員の方は慣れてあるというか、積算される方はある程度経験を積んだ方だろうと思っております。現場を見て、数量とかそういうのを積み上げた上での価格だろうと思っております。それが適正価格。

本当に業者さんが残っていただくために、ある程度の適正価格は当然です。最低制限価格、あるいは低入札。低入札がどこまでも低めでは困りますので、ある程度の基準を決めていた

だかないと、仕事はしたけれども利益が出ないと、これじゃ辞めにゃいかんという声も聞くわけですよ。そういう業者さんが次の代まで続いていくように、八女市はこれだけ山間部を抱えておりますので、業者さんが少なくなったじゃ困りますので、やっぱり生き残っていただくように、ぜひそこら辺は考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、防災安全についてです。

これについては、立花町の市民との意見交換会の中で市民の方から声が出ましたのでお聞きしたんですけれども、所有しているのは今言われている久留米広域、八女市は久留米広域には入らんわけですね。いかがですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

久留米広域消防本部の構成自治体は4市2町でございまして、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町でございまして、八女市は入りません。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

久留米広域消防本部と北九州市消防局ということで回答いただいておりますが、福岡県自体は所有していないんですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

この地震体験車を所有しておるのは、久留米広域消防本部と北九州市消防局の2か所ということでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それでは、八女市のほうから久留米広域消防本部に貸していただけないかということで借りることは可能ですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

今回、八女消防本部を通じまして久留米広域消防本部へ、この地震体験車の派遣について改めて確認をいたしました。管轄区域外の自主防災組織などへの派遣は行われないうことでございました。

○10番（牛島孝之君）

それは原則論ですね。貸せないということでしょう。どげんですか。もし首長なりからきちっと申入れがあれば貸せるとかじゃなくて、貸せないということですね。いかがですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、久留米広域消防本部を構成している自治体以外には貸出しは行われていないということだそうでございます。

○10番（牛島孝之君）

そうなると、福岡県の中でも久留米広域と北九州、そこしか車両を借り出してそういう体験はできないと。国なんかにはあるんですか。調べていただいていますか。いかがですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

福岡県内で、以前は国土交通省も導入をされていたということですが、故障の関係で現在は所有されていないということでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それこそ水害によって、山下地区あたりに国のポンプ車が配置されますよね。あれは国土交通省の所有だろうと思えますけれども、今現在、国土交通省にそういう体験車、どれだけの台数があるかはわかりますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

国全体で国土交通省で所有しておる台数については把握しておりません。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

ここで答えはそういうふうで把握していないということですので、ぜひ国土交通省あたりに聞いていただいて、それが貸出しできるのか、今後の調査としてそこら辺までよろしく願います。

これはなぜかといいますと、市民との意見交換会の中で市民の方から言われました件で、震度7とか言われても分からないと。確かに熊本地震があつて、ここら辺は震度5強ぐらいあつたと思えますけれども、7といえはその何百倍とか、数字として単なる5、6、7じゃなくて。だから、それを本当に分からんと、どのくらい揺れるのか分からないと。市民の切実な願いでしたので、国土交通省に現在どのくらいあるのか、そして、それが貸出しできるのか、そこら辺の調査をお願いいたします。

次に、八女市の教育問題についてですけれども、小中学校、義務教育学校の教室及び特別教室の数及び空き教室についてということでお聞きしております。

資料を頂いておりますけれども、これによりますと、空き教室はありませんとなっております。これは市民の方から電話がありまして、見崎中学校区の方ですけれども、今の見崎中学校は空き教室は幾つもあつてすよと、わざわざ改築して教室を造る必要はないんじゃない

でしょうかという電話がございましたので聞いておりますけれども、数字としてはゼロですけど、間違いありませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

数字としての間違いはございません。小学校2校が行く行く一緒になるということですので、少なくとも7教室前後が必要となります。見崎中学校には空き教室がなくて、それプラス7教室から8教室要ると。ただ、一見空き教室に見えるような多目的教室というのが2室ございます。この多目的教室につきましては、今、個に応じた指導というのが、国のほうからどんどんやってくださいということで通知が来ておるわけですけど、習熟度別の学習であるとか、そういうものに使える部屋として2室使っております。仮に、この少人数のための教室、集会等を行うための教室を普通教室として転用したとしても、2室ですので、7とか8とかという増の分には及ばないということでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

ここに資料を頂いております。

見崎中学校で普通教室が7教室、特別教室が11教室、合計の18教室、空き教室はゼロと。今のお話を聞きますと、この7と11で18教室がありますけれども、じゃ、今度一緒になった場合、何教室増えなきゃいけないんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今度一緒になった場合、増やさないといけない数でございますけれども、今後、開校時までに見崎中のクラスの数がどう変動していくかということについても関係がございますが、少なくとも6教室から8教室ぐらいは教室の数を増やさないと足りないのではないかと思います。見通しを我々は持っております。

○10番（牛島孝之君）

今現在で18教室、6から8、仮に7としましても4割増となりますけれども、この前、予算は通りましたけど、それで足りるんですか。敷地も購入ということで増築ということでしたけど、4割増ですよ。足りるんですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

中学校に今ある、例えば、理科室であるとか、家庭科室であるとか、そういう特別教室につきましては、小学生がそこに入って勉強するということが可能であります。よって、純粋に普通教室が足りないということですから、6教室から8教室ぐらいの規模で増築をするこ

とで大丈夫という見通しを持っているということでございます。

○10番（牛島孝之君）

今の教室の4割増ですよ。すると、当然今の校舎、分かりますけれども、あれから4割増えると。足りるのかなというあれがありますけれども、計算上は足りるんですね。それはそれでいいですけど、市民の方が電話で、空き教室は幾つもあるよとはっきり言われました。私は現場は見に行っておりません。この資料を信じるしかございませんので、その件についてはその市民の方に、空き教室はないそうですという連絡はしておきます。

次に、スクールバスの積雪時の対策についてということで資料を頂いております。

スタッドレスタイヤが21、ノーマルタイヤ（チェーン装備）が6、合計の27台。これは学校教育課のほうからスタッドレスにしてくださいとか、チェーンでいいですよとか、そういう話はされるわけですか。それとも受けた業者さんのほうで考えられるわけですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

スタッドレスタイヤ、もしくはチェーンを装着するというのは、基本的に業者さんのほうでその朝に判断をさせていただいているというのが現状でございます。

○10番（牛島孝之君）

よくテレビで見ますけれども、ちょっと雪というと、北国のほうではすぐタイヤ屋さんに行ってタイヤ交換をされます。

なぜこういう質問をしたかといいますと、チェーンをつけるのは非常に大ごとだと。できれば全てスタッドレス、ただ、それはなかなか自分たちでは言えないところがあるということです。学校教育課のほうから、本当に時間かけてチェーンをするよりもスタッドレスにしたらどうですかとか、それに対する、スタッドレスにしたからといって補助、要するに幾らという契約でしょうから、それについては何かそういうものはありますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

タイヤの費用につきましては、我々教育委員会のほうで負担をして、そして、お出ししているというところであります。

今現在、資料をお渡ししておりますように、6台がまだ着用していないということであり。我々としても、業者さんのほうでチェーンの装着が大変面倒だというお話は伺っておりますので、順次、積雪量等の調査をしながら今後検討していきたいと思っておりますので、

○10番（牛島孝之君）

今の検討していきたいというのは、要するに、こちらからその業者さんに対して指導をす

るという意味ですか。検討というのはどういう検討ですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

検討するという内容のことをごさいますけれども、検討するというのは、積雪量とかをうちで調べて、ここは大丈夫でしょうか、スタッドレスタイヤにされたいのであれば、予算とかありますので、こちらで優先順位をつけさせていただいて、そして、スタッドレスタイヤに履き替えていただくということを業者さんにうちから提案したいということをごさいます。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、スタッドレスタイヤにする場合、今言われたように、予算はあるというわけですね。予算はあるんですか、それとも向こうの業者さんからスタッドレスタイヤにぜひしたいんですけどと言われたときに予算要求をされるわけですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

スタッドレスタイヤ、ノーマルタイヤを含めて、うちのほうで予算化しております。

○10番（牛島孝之君）

できれば、チェーンが6台ですので、あと6台もスタッドレスタイヤのほうにぜひ予算づけをしていただいて、そういう声もありますのでね。運転手さんが結構年配だろうと思うんですよ。チェーンに変えるのが本当に大ごとだと。できれば、予算はありますよと言っただいて、あと6台も全てスタッドレスタイヤに変わるように、よろしく御指導をお願いいたします。

次に、八女市の学校における人権教育ということでお聞きします。

第74回人権週間、これはいつからいつまででしょうか、お聞きします。

○人権・同和教育課長（大久保寿子君）

お答えいたします。

人権週間は12月4日から10日までの間となっております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

毎年12月議会において——毎年じゃないけれども、聞いておりますが、横田めぐみさん、45年になります。ここに2022年11月16日、西日本新聞、横田めぐみさんの母の早紀江さん、拉致45年、もがき苦しんだという記事が出ております。

それに対して、いつも聞いております。この拉致問題についてどのような教育、国からも指針が出ておるようではございますけれども、そういう教育がなされているのかについてはどのように考えてあって、学校に対する指導——あまりにも指導と強く言うといけませんけれども、こういうことが現実に45年前にあっているんだということをどのようにして今の子どもたちに

教えていくのか、非常に大事なことだと思いますけれども、どのようにされていますか。

○人権・同和教育課長（大久保寿子君）

お答えいたします。

拉致問題につきましては、小学校では社会科の授業において、「これからの日本と私たち」という単元で学習をしております。また、中学校では、社会科の歴史的分野においては「冷戦下のアジアと日本」、公民的分野については「現代の戦争と平和」という単元で扱っております。学習する際には、北朝鮮が日本人の拉致を認めたこと、一刻も早い解決が求められていることを押さえて、人権教育と関連づけて扱っております。

また、道徳の時間や総合の時間なども活用し学習する学校もあります。その際にも、拉致問題は重大な人権侵害であるという認識の下、様々な資料を活用し、工夫して取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それでは、お聞きします。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間、これはいつからいつまででしょうか。

○人権・同和教育課長（大久保寿子君）

お答えいたします。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、12月10日から16日までとなっております。これは、拉致問題その他、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の中で定められているものと認識しております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

その北朝鮮人権侵害問題啓発週間、このポスターに書いてあるスローガンは何でしょうか。どういう言葉が書いてありますか。

○人権・同和教育課長（大久保寿子君）

すみません、スローガンについてはまでは覚えておりません。申し訳ございません。

○10番（牛島孝之君）

これが一番大事なことです。「絶対に諦めない」という言葉がちゃんと書いてあります。諦めないためには教えることが必要だろうと思います。児童生徒たちにきちっとした——13歳で拉致されて、45年たちますよ、本当に。だんだん保護者の方も、その当時の関係者の方も年配の方は亡くなっておられます。サッカーのことが非常に日本全国でしておりますけれども、こういうことが現実に45年前にあっておるんだと忘れないためには、児童生徒にきちっとした事実を教えていく。絶対に諦めないし、忘れないということをぜひ教育の中で

やっていただきたい、そう思います。

次に、人権教育ということでお聞きします。

これは9月6日、夕刊ですけれども、「ギフテッド 伸ばす環境を」ということです。このギフテッドとはどういうことでしょうか。お願いします。

○人権・同和教育課長（大久保寿子君）

申し訳ありません。ギフテッドについては認識しておりません。

○10番（牛島孝之君）

今までは発達障がいとかいろいろな言葉で、クラスで皆に合わせきれないと。そういう子どもたちを調べてみたら、特殊な才能を持っていると。特異な才能を持つ子どもたち、これを海外ではギフテッドと言うようです。発達障がいではないんですよ。適応障がいでもないんですよ。この分野についてはほかの子どもたちより才能があると。だから、それを伸ばそうじゃないかという教育を海外ではやっておるようです。

日本の平均教育を考えればなかなか難しいかもしれませんが、単純にこの子は適応障がい、あるいは発達障がいという言葉でくるんじゃないで、この分野の才能については伸ばせば、とてもじゃない才能を持っていると。今の文科省の指針でそれができるかどうか分かりませんが、各学校単位で、単なる発達障がいとか適応障がいという言葉でくるんじゃないで、その子がどの分野が得意、才能があるのか、そういうのを調べることも今からの教育だろうと思いますけど、それについてはいかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

私のほうからお答えさせていただきます。

ギフテッドをはじめ、その子の特性、長所につきましては、学校のほうでその子を十分理解する、家庭の中で既に理解していると思っております。

議員御指摘のギフテッドの新聞記事によりますと、飛び級とか、いろんな国の制度、県の制度等も充実させていかないと、100%対応はなかなか難しい面もあるかなとは思っております。ただし、今現在の学校の中でも対応できる部分というのは当然ございますので、その子の可能性を開くという本来の我々の目的からして大事なことだと思っておりますので、学校のほうにも十分対応していくように、今後、引き続き指導をしていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

今言われましたことが本当の教育、教える、育てるということだろうと思っておりますので、すぐにはできないかもしれませんが、単純に発達障がいである、適応障がいであるとかくらないで、この子の才能は、これを見れば普通の子とも違う——普通の子とも言うっちゃあれですけれども、この面については才能がずば抜けているということを見いだすのが

学校教育、一人一人の先生の役目かなと思いますので、ぜひその指導をよろしく願いいたします。

次に、社会教育についてということで、公民館職員等の会計年度任用職員の人数、任期、または選考についてはどのように行われているのかと聞いております。

どうしてこういうのを聞くかといいますと、市民の方から議会事務局を通じてお手紙を頂きました。ただ、その方は匿名でございましたけれども、この方もある人から聞きましたと手紙の中には書いてあります。公民館職員、おりなす八女嘱託職員さんのことですが、合併前は最高7年と決まっていたと書いてありますけれども、任期というのは決まっておるわけですか。この方がたまさか人から聞いたら7年だと手紙の中に書いてありましたけど、そういう決まりがあるわけですか。いかがですか。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

お答えします。

任用の期間なんですけれども、1年となっておりますが、会計年度任用職員制度の運用基準により、7年まで再度の任用を行うことができるとなっております。その際には、前の任期における人事評価結果を判断要素の一つとして活用し、任用の判断をしているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今言われた最高7年というのは、7年で終わるわけですか、それとも、それはまた繰り返しいけるわけですか。そこら辺をきちっと回答をお願いします。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

お答えします。

7年の任期が終わられた後は、翌年度も希望される場合は競争試験を再度受けていただくこととなります。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

最高7年だから、7年たてばまた受けていただくという場合には、次は何年ですか。定年はあるんですか、ないんですか。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

任期は1年ですけれども、先ほど申しましたように、7年まで再度の任用を行うことができます。定年についてはございません。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

では、最高7年ということですので、次からは一年一年だけれども、またそれも同じように7年することもできる、定年はないということでもいいですか。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

7年まで再度の任用をすることができます。定年につきましては、非常勤職員に当たることから定年制は適用されず、年齢制限を設けることは雇用対策法の趣旨から適切ではないとされており、定年制はありません。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

普通、一般職員の方も再任用の場合は65歳ですかね。それが決まりかどうか分かりませんが、ほとんどそれで辞めておられます。この公民館職員等については、7年が最高であるけれども、それから先、また一年一年で、また7年することもできると。

定年はないわけですか。70なら70とか、そういう決まりはどこにもないのですか。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

会計年度任用職員については、地方公務員法第28条の2第4項の規定に基づく非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、また、募集に当たり年齢制限を設けることは雇用対策法の趣旨から適切ではないとされております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

職員を採用するとき、この方の手紙の内容によりますと、教育長等とは書いてありますけど、これは市長まで含むのかどうか分かりませんが、この方は、教育長等は面接には関わるが、決定は課長が決めていると耳にしましたという手紙ですので、ここをきっちりと、どのようなものなのかをお答えください。

○社会教育課長（寺師いずみ君）

任用の最終的な決裁は教育長が行いますので、教育長が関わらないということはありません。

以上です。

○議長（角田恵一君）

教育部長、補足をお願いします。

○教育部長（平 武文君）

会計年度任用職員の採用の決裁につきましては、市長にお願いしております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

今の答弁では、最終的には市長の決定権があるということですか。それでいいですね。分

かりました。

次に、八女市の公共施設の今後の利活用について、特にこの立花庁舎、立花庁舎の竣工は何年何月でしょうか、お聞きします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

立花庁舎の竣工につきましては平成7年12月で、築年数としては26年たっております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

八女市の新庁舎の竣工並びに使用、いつから庁舎として使うのか。広川町の場合、出来上がってから使うまでに若干時間がありました。いつできて、いつから使用するのか、お聞きします。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

新庁舎の竣工時期につきましては、令和6年1月末ぐらいのめどとなっております。供用開始につきましては、5月末ぐらいを予定いたしております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

令和6年1月に出来上がるとなると、もう令和4年12月ですので、あと1年ほど。当然、立花庁舎は、2階、3階はどうかしなくちゃ、空いた部屋で置いておくわけにはいかないということだろうと思いますので、個人的な考えですけれども、この議場を小さなコンサートホールとか、そういうのに使うこと、当然、防音とかしなきゃいけないかもしれませんが、市長としてはどういうお考えか、現在ありますか。

○市長（三田村統之君）

これから具体的な検討はしていきますが、いずれにしても、立花庁舎の2階、3階の活用については民間も含めて検討していきたい。もちろん地域住民の必要性が最優先でありますけれども、場合によっては民間の活用を考えてもいいんじゃないかと思っております。

○10番（牛島孝之君）

それこそ令和6年1月、1年ちょっとです。時間があるようで短いと思います。この立花庁舎というのは、旧立花町の方の思い入れが非常にあると思います。それ以外も当然、八女市立花庁舎ですので、そうですね、やっぱり地域の声、時間的にそういうのを聞いてもいいんじゃないのかなど。一月、半年、1年とすぐ来ますので、できればそういうのを早くからしていただいて、地元の方がどういう利用をしてみたいのか。極端に言えば、八女市働く女性の家とか、ちょっと東のほうにありますけれども、それを持ってくるとか、そうい

うことも地域の住民の方にアンケートなりを取って、あるいはこちらから説明に行っても、どう利用したいですかということを聞くのは必要だろうと思いますけれども、副市長の考えはいかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

先ほど市長が答弁されましたように、活用については有効的にするというのが一番大切です。その中には当然、地域の皆さん方の御意見を伺いながらやっていくというのも非常に大事な要素だと思っております。

市長答弁にありましたように、幅広く民間の利用まで含めたところで活用に向けて検討していきたいと考えております。

○10番（牛島孝之君）

毎月1回は代表区長会等々がありますので、地域においては1か月に一遍、行政区長会等があると思いますので、ぜひそういうところに、皆様はどう利用したいですかということで問いかけをお願いいたします。

次に、義務教育学校開校後の川崎小学校、あるいは忠見小学校の活用について。

当然、学校教育課から手が外れます。当然、閉校したら普通財産になるでしょう。ただし、それまで学校教育課が管轄ですので、今はまだないかもしれませんが、これが単なる崩せばいいだけでなく、笠原小学校とか白木小学校は崩れましたけれども、どう利用するのか。本当に今、経済的にあまりよくないですけれども、民間で、リモートで仕事はできるから、ぜひそういうところを利用したいと。日本全国に情報を流せば、いるはずですよ。

だから、忠見小学校、川崎小学校においては、いつより閉校になります、その前に——言うちやいかんけれども、こういう利用をしてみたいと。夏休みとかそういうときに現場説明をいたしますとか、そういう情報を全国に流すのもやっぱり八女市として必要なことだろうと思います。それについてはいかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

川崎小学校及び忠見小学校の閉校の時期につきましては、今から校舎の設計のほうに入りますので、それが大体できると見通しが立ちますので、今現在ではっきりと何年何月と言うわけにはまいりませんが、以前、議員のほうからこの件につきましては御質問を受けたことがございますので、そのときと同じ答弁ではございますけれども、可能な限り早くから取り組んでいけるように、計画的にやれるように御協力をしていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

可能な限りと言われましたけれども、情報を流すとは実際にできるんですよ。閉校は、

それは時間的なものがいつですよという限定はできないかもしれんけれども、議会のほうもちゃんと通りましたので、私は今でも小規模特認校にするべきだろうと思いますけど、その件については決まりましたので言いませんけれども、この小学校という建物、体育館については避難所とか、地域の方のスポーツで使うとか、いろいろな利用があると思いますので、やっぱりこの校舎、壊せばいいじゃなくて、これをどうかして利用、特に給食室があれば、どこかの合宿とかシェアハウスみたいな、そういうとに実際に使えると思うんですよ。だから、その情報は待っておくんじゃなくて、こっちからまず情報を出して、こういう小学校の建物があります、何年頃に閉校になりますから、皆さんが利用される場合、プロポーザルで出せませんかとすれば、恐らく全国で待っておるところはあるんですから、飛びつきますよ。必ずしも東京、大阪、名古屋にいらなくてもいいと、リモートで仕事はできると、必要であれば月に1回、何か月に1回か東京に行けばいいと、そういう会社があるはずですよ。ぜひそういう情報を速やかにホームページなりで流すということも必要だろうと思いますけど、それについては教育長いかがですか。教育長もちょっと言っていたかないと。

○教育長（橋本吉史君）

統合後の学校の活用につきましては、先ほどから答弁がありがとうございますように、市全体の利活用の検討委員会、その中でやはり適切に判断していかなくちゃいけないなと思っております。

先ほど議員もおっしゃったように、学校教育課のほうからは手が離れますけれども、課長が申しましたように、学校教育課のほうでもそういった教室の活用の仕方とか何かありましたら、そういったことでお手伝い、その利活用検討委員会の中で意見を述べていければなと思っております。

○10番（牛島孝之君）

忠見小学校、川崎小学校の構造、面積等の資料を頂いておりますが、昭和50年、あるいは昭和55年ですから、恐らくこれは耐震はあると思います。昭和46年でしたかね。ぜひこれを、単なる崩せばいいじゃなくて、やっぱり地域の方も含めた利用、それをぜひ情報を出していただいて、プロポーザルで募集をするということも必要だろうと思います。ぜひそこら辺は市長にもお願いしたいんですけども、ぜひそういう情報を全国に流すと。八女市にはこういう建物があるよ、利用する人はいませんか、プロポーザルで、地域と話し合っってこういう利用をしたいと。ぜひよろしく願いいたします。

次に、総合体育館、立花体育館についてお聞きします。

古さだけから言えば、立花体育館のほうが古いようです。立花体育館が昭和42年、築年数55年。総合体育館が昭和54年、築年数43年。恐らく立花体育館については、これは耐震はないだろうと思います。

市長も6月議会の議案説明の前でしたでしょうか、総合体育館で今公的ないろいろな試合ができるのは弓道場だけと言われました。やっぱりこれだけスポーツもやっている八女市で、確かにこの前、今年ですか、弓道の大会が非常にあっておりました。テニスコートまで使って弓道の試合があっておりました。たまさか私行きましたら、スポーツ振興課長と一緒に見まして、あれは何ですかと言いましたら、弓道ですということと言われましたので、市長、今後、総合体育館、あるいは――立花体育館のほうが古いんですけども、この活用、あるいは統合という答弁が先ほどありましたけれども、どのように現在お考えなのか、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

前回の議会でも御答弁をいたしましたけれども、今スポーツの公共施設の検討委員会を立ち上げて、市民の皆さん方、特に各競技の代表者の方々の意見を十分拝聴しながら方向性を決めたいと思っておるところでございます。

野球のグラウンド一つ考えましても、実は随分多くございます。したがって、これらの施設をどう活用していくのか、あるいはまた陸上競技ですね。小学生、中学生、高校生の子どもたちから陸上競技場が欲しいという声もまた聞かれておりますので、検討委員会の結果が出て、最終的には私のほうで判断をしたいと思っております、立花体育館と総合体育館の改修というのは極めて早急に結論を出さなきゃならんと考えております。

○10番（牛島孝之君）

今答弁いただきました検討委員会、その回答、早めにとということでしたけれども、恐らくこれが建て替えになってくると、今の体育館、あるいは立花も含めてですけれども、使っている方たちが、あれを取り壊してその後建てるとなると、自分たちがスポーツをするところがないとなると、全然別のところに建て替えにやいかんのかなと。そして、その後、両方とも取り壊すとか、やっぱりそうならざるを得ないと思うんですよね。一時的にスポーツは全部やめてくださいというわけにはいきませんので、そうなったときの場所選定とか、そういうとは当然あると思いますけれども、それについては検討委員会等で答えが出るということでいいんですかね。違う。もう一度よろしければ回答をお願いします。

要するに、今の建物は使いながら別のところに考えるのか、それともどっちか崩してどっちかに建てるのか、そこら辺の考えもまだ具体的にないわけですか。

○市長（三田村統之君）

いろんな考え方があると思いますが、それも一つの方法だろうと思っております。しかし、財政的な問題とか、いろんな面で、角度で考えていかなきゃなりません、できるだけ早く、やはり基本的には検討委員会がどういう結論を出すか。早急に結論を出していただいて、そして判断をしたいと思っておりますので、大変申し訳ありませんが、私が今ここでどうする

ということは差し控えたいと。あくまでも検討委員会で、まずしっかり議論をやってもらいたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

今、市長も言われたように財政的なものがあるということでしたので、検討委員会の答えは答えとして、やっぱりその後きちっと市民に対する説明、そういうのが必要だろうと思います。大きな財政を伴うものが非常に今から八女市には増えてくると。市民もやはりそこら辺の——庁舎問題しかりで、庁舎は順調に進んでいますけれども、箱物というのは当然そこに金がかかりますので、市民に対するきちっとした説明が執行部としては必要だろうと思っております。その説明はよろしくお願い申し上げます。

これで私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時20分 延会